

えすけっと通信

R6
8月

～学校・関係機関の皆様に向けて、当相談室の活動状況等をお伝えするための広報誌です～

調整活動 についてご説明します

学校や市教委と情報共有や解決に向けた話し合いを行います。



S-KET相談対応の流れ（イメージ）

① 電話相談・メール相談

② 面接相談

③ 調整活動（電話や訪問）

- ① 電話かメールで相談が寄せられます。相談員が内容を詳しくお聞きします。
- ② 必要に応じて専門員との面接相談を案内します。
※面接相談では、専門的な立場から、今後どのようにしていくのがよいか助言します。
- ③ 相談者への助言のみで解決することが難しいと認められる場合は、学校と具体的に調整を行います。

学校との調整

- S-KET が相談者の困りごとを学校に伝える
- 学校が把握している事実、検討している対応策を S-KET に伝えてもらう
- 学校と専門員が論点整理を重ねる
- 相談者と学校との面談の場に専門員が同席し、解決に向けて話し合う

学校の対応例（相談者が安心して学校生活を送るための対応）

- ・見守り体制の強化
□□の時間は○○先生が見守ってくれるなど、具体的に伝える
- ・児童生徒、保護者が学校に相談しやすい体制の整備
児童・生徒への定期的な声掛け、学校から保護者への定期的な連絡など
- ・加害とされた児童生徒と距離を取るための配慮
教室等での座席、集会などの整列順、校外学習や当番活動のグルーピングの配慮など
- ・研修等を通しての教職員のスキル向上
対応事例を用いた校内研修の定期的な実施など

◆ 調整活動を行った学校より ◆

- ・学校が把握している事実と、相談者が S-KET に訴えている内容を整理し、相談者に必要な支援について考えることができた。
- ・S-KET 専門員の第三者的な助言により、相談者が安心して学校生活を送るための対応を具体的に検討することができた。
- ・学校の対応に関して保護者の理解が得られ、連携して子どもを見守っていく意識を共有できた。

S-KET 専門員より ～お互いの顔が見える関係づくりとしての調整活動～

S-KETの調整活動では、弁護士や心理士の専門員が学校にお電話したり直接ご訪問したりして、相談者が抱えている悩みや意向を共有させていただいております。調整活動の前に、相談者と専門員は電話や面接でお話ししながら相談内容を整理しますが、自分の考えや思いをうまく表現できない子どもや、我が子のいじめのことでショックを受けて混乱していたり、感情的になっていたりする保護者の方もおられます。時には、学校が適切に対応していても、ご家庭にはそれがうまく伝わっていないこともあります。そのままでは「子どもの安心・安全な学校生活」を実現することが困難になってしまうため、S-KETの相談員が法律や心理学の観点から意見を述べつつ、学校とご家庭が協力して問題解決や再発予防に臨めるようにすることが調整活動の目的です。このような、お互いの顔が見える取組を継続していると信頼感が生まれて、子どもも保護者も安心して次のステップに進むことができると感じています。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

今年度の相談対応状況について

今年度7月までのS-KETの相談件数は、昨年度の6割程度にとどまっています。これも、学校がいじめの未然防止をはじめとした様々な取組を進め、一つ一つの事案に丁寧に対応されていることの現れと思われる。

学校との調整を行う中で、保護者との連携を図るため児童生徒の変化をきめ細やかに連絡したり、学校におけるいじめ防止対策を改めて周知したりする学校が多くみられました。日頃から、学校が積極的に児童生徒や保護者との関係づくりに努め、話しやすい雰囲気や相談しやすい環境づくりを進めることと、学校の考えや対応方針を伝えていくことが、問題を困難化させないために重要なことだと改めて感じております。

例年、夏休みが終わる直前や夏休み明けに相談が増え、いじめや友人関係の悩みが多く寄せられます。休み前と比べて、一人であることが多かったり、人間関係に変化があったりする児童生徒はいないでしょうか。より一層、児童生徒の様子に心を配り、細やかに声を掛けていただければと思います。

月別相談件数（延べ）

（単位：件 ※（）は実相談者数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	40 (17)	35 (10)	34 (9)	35 (7)	18 (6)	44 (16)	43 (10)	59 (18)	41 (5)	36 (4)	27 (2)	20 (6)	432 (110)
R6	22 (11)	20 (12)	17 (8)	24 (8)									

S-KETはこのような相談窓口です

- 対象者は、仙台市に住んでいる、または仙台市立の学校に在籍する児童生徒とその保護者です。
- 専門員と相談員が、一人一人の子どもにとって何が一番なのかを考え、悩みや苦しみの解決に向けてお手伝いします。医療や福祉面での対応が必要な場合は、アドバイザーも支援の検討に参加し、相談者の状況に応じた支援を行います。



電話相談

0120-303-836（通話料無料）
または 022-395-8893



メール相談

s-ket@city.sendai.jp



面接相談

事前に予約をお受けして、
詳しくお話を伺います。

開設時間 月・水・木・土 10:00～17:00 / 火・金 12:00～19:00

※日曜日、年末年始を除く



仙台市いじめ防止等対策ポータルサイト

はじめてのいっほ



詳しくはホームページをご覧ください

発行：仙台市こども若者局こども若者支援部いじめ対策推進課